

開発許可事務に関する権限の移譲について

平成26年4月1日から栃木県が行っている開発許可事務に関する権限が那須塩原市に移譲されます。また、これに伴い那須塩原市土地開発指導要綱も改正されます。

1. 移譲後の窓口

那須塩原市役所 建設部 都市計画課 開発指導係 (TEL: 0287-62-7048)

2. 移譲後の手続き等について

① 開発許可申請

都市計画区域内は3,000㎡以上、都市計画区域外は10,000㎡以上の開発行為に関して、那須塩原市土地開発指導要綱に基づく事前協議後、那須塩原市に開発許可申請が必要となります。

② 県許可済みで未完了の開発行為に関する各種届出等

着手届、変更許可、建築制限解除に伴う検査、完了検査、各種証明交付申請等の手続き及び事務処理等は、那須塩原市で受付し対応することとなります。

③ 開発許可申請等の審査手数料の金額及び納入方法

金額	県の開発許可申請等手数料と同額です。なお、指導要綱に基づく事前協議についての協議手数料は無料です。
納入方法	市で発行する納入通知書により、金融機関等でお支払いいただきます。 栃木県収入証紙による納入はできませんのでご注意ください。

④ 開発行為に関する提出書類

那須塩原市土地開発指導要綱に基づく事前協議	協議書1部、概要版17部、その他資料 (詳しくは「事前協議書添付書類等提出部数」をご覧ください)
開発許可申請	申請書1部(添付書類は、移譲前と同じです。ただし、事前協議書添付書類と同じ書類は省略できます)

⑤ 開発登録簿の閲覧及び写しの交付

開発登録簿は那須塩原市役所建設部都市計画課に備え付けになります。

開発登録簿の写しの交付を受ける場合は、1件につき470円の手数料がかかります。

納入方法は、市で発行する納入通知書により、金融機関等でお支払いいただきます。

栃木県収入証紙による納入はできませんのでご注意ください。